

# 山梨のものづくり魅力発見事業業務 に係る企画提案募集要項

山梨のものづくり魅力発見事業業務（以下「業務」という。）の委託に関し、十分な企画力及び実施力を備えた事業者から業務の企画提案を募るものとする。この企画提案について、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）として、次のとおり定める。

## 1. 事業の趣旨

本事業は、県内の小中学生を対象として、本県の基幹産業である機械電子産業や、特色ある地場産業など、本県のものづくり産業の魅力を発見し、県内のものでづくり産業への関心を高めてもらうことにより、将来の本県産業を支える人材の育成・確保につなげることを目的に、製造現場である工場の見学や体験学習を行うバスツアーを実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 委託業務名

山梨のものづくり魅力発見事業業務委託

### (2) 業務内容

「山梨県のものづくり魅力発見事業業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月10日まで

### (4) 業務完了報告書の提出時期

令和3年3月10日まで

### (5) 委託料上限額

2,750,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 3. 応募資格

民間事業者、財団法人、社団法人、NPO法人等で、次の条件を全て満たしている者とする。

- ・旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。
- ・山梨県内に事務所を置き、県内小中学校及び見学先企業との打合わせ等に迅速に対応できる事業者又は法人等であること。
- ・5年以内に小中学生を対象にした工場見学等に関する実施実績を有し、本件業務を適切に履行できる者であること。

#### 4. スケジュール

募集要項等の交付開始	令和2年7月9日（木）
募集要項に関する質問受付期限	令和2年7月16日（木）
募集要項に関する質問回答期限	令和2年7月20日（月）
企画提案書等の応募期限	令和2年7月22日（水）
委託事業候補者選定、結果通知	令和2年7月27日（月）以降
委託契約	令和2年8月 3日（月）
委託期間	令和3年3月10日（水）まで

#### 5. 応募手続き

前記2の業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

##### (1) 提出期限

令和2年7月22日（水）午後5時（必着）

##### (2) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1  
山梨県 産業労働部 産業人材育成課

##### (3) 提出方法

山梨県のホームページから企画提案申込書等をダウンロードして必要書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

##### (4) 提出書類及び部数

- ①企画提案申込書（様式1号）：1部
- ②会社概要等整理表（様式2号）：1部
- ③会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）：1部
- ④企画提案書（様式3号）：1部
- ⑤見積書（様式4号）：1部
- ⑥誓約書（様式6号）：1部
- ⑦財務諸表の写し（直近のもの）：1部
- ⑧旅行業法に基づく旅行業（第1種旅行業務又は第2種旅行業務に限る。）の登録を受けていることを証する書類の写し：1部
- ⑨その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

## (5) 留意事項

- ①企画提案は、前記2の(1)の業務に対し、1社1案とする。
- ②提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提出後に応募を取り下げの場合は、取下願（様式7号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については全て返却する。
- ⑤審査は提出された企画提案書により書面で行うが、その内容について提案者に書面等により意見聴取することがある。
- ⑥次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
  - ・前記3の応募資格のいずれかを満たさなくなった場合
  - ・提出書類が所定の期限までに整わなかった場合
  - ・見積額が、前記2の(5)の委託料上限額を上回っている場合
  - ・提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があった場合
  - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ・誤字・脱字等により提出書類の必要事項が確認できない場合
  - ・その他不正な行為があった場合
- ⑦企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、全て提案者の負担とする。

## 6. 提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記に問合せること。

### (1) 受付期間

令和2年7月16日（木）まで

### (2) 質問方法

質問書（様式5号）により、電子メールで提出すること。（件名：山梨のものづくり魅力発見事業業務委託に関する質問書の送付（申込者名）とすること。）また、送信後に電話にてメールの受信確認を行うこと。

### (3) 質問先

山梨県 産業労働部 産業人材育成課

電子メール [sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp)

### (4) 回答方法

回答は、令和2年7月20日（月）までに、山梨県産業労働部産業人材育成課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

## 7. 選考方法及び審査基準

### (1) 選考方法

- ・審査は複数の審査員により、提出された企画提案の内容について、下記(2)の審査

基準に基づく書面審査を行い、審査の採点の合計で最も高かった者を第1位の委託業務実施候補者とする。

- ・審査結果は採否にかかわらず、令和2年8月3日（月）までに郵送により書面で通知する。

## (2) 審査基準

審査区分及び評価項目は、次のとおりとする。

審査区分	配点	評価項目
バスツアーの企画	30	<ul style="list-style-type: none"><li>・バスツアーの内容が、参加者が工場見学や体験を通じて、ものづくりへ関心を高め、企業やものづくりの魅力を発見できる内容となっているか。</li><li>・バスツアーの行程、バスツアーに係る添乗員、交通、昼食場所の手配等が適切であるか。</li></ul>
バスツアーの調整、運営方法	30	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加する小中学校及び見学先企業との事前の打ち合わせや連絡調整の内容、バスツアー当日の運営方法が適切であるか。</li><li>・バスツアー中の、参加者の安全に関する対策、企業の情報に関する対策、対応方法等、バスツアーの運営方法が適切であるか。</li></ul>
業務の実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"><li>・確実に業務を遂行できる人員体制、連携体制となっているか。</li><li>・業務実施のスケジュールは適切なものとなっているか。</li></ul>
事業経費	10	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務内容に見合った必要最低限の金額となっているか。</li><li>・事業実施が十分可能な経費の積算となっているか。</li></ul>
実績、ノウハウ、経験	20	<ul style="list-style-type: none"><li>・5年以内に小中学生を対象にしたバスツアー、工場見学等を実施した実績があるか。</li><li>・過去の類似事業の実績、ノウハウ、経験などが十分であるか。</li></ul>

## 8. 受託事業者との契約等に関する事項

### (1) 契約方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に定める契約の手続きにより、契約を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

山梨県財務規則第109条の2第7号の規定により、契約保証金は免除する。

(3) その他

- ・審査の結果、第1位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。
- ・企画提案書を提出後、契約を締結するまでの間、前記3の応募資格の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとする。
- ・手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

**9. その他**

- ・企画提案に関する説明会は行わない。
- ・採用された企画提案の実施にあたっては、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上、内容を変更することがある。
- ・選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めるものとする。
- ・申請に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的に使用しない。

**10. 本件に関する問合せ**

山梨県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成担当

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話：055-223-1567 (直通)

FAX：055-223-1560

電子メールアドレス：[sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:sangyo-jin@pref.yamanashi.lg.jp)